

堺市公報 第165号	令和3年4月16日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等について 【危機管理室防災課】	2
○子ども・子育て支援法第41条及び第53条の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	2
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	4
○子ども・子育て支援法第58条の11第2号の規定による告示について 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	5
○堺市立フォレストガーデン使用料徴収事務委託について 【産業振興局農政部農水産課】	6
○道路法に基づく市道路線の認定及び廃止について 【建設局土木部路政課】	7
<公告>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	11
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	12
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	12
○都市計画法に基づく下水道事業の事業計画変更に係る関係図書の縦覧について 【上下水道局下水道管路部下水道事業調整課】	13
<選挙管理委員会規程>	
○堺市選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程 【選挙管理委員会事務局】	14

告 示

堺市告示第154号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づき、次のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行い、及び同法第49条の6第1項（同法第49条の7第2項において準用する場合を含む。）に基づき、次のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所の取消しを行ったので、同法第49条の4第3項及び第49条の6第2項（第49条の7第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

【指定】

- 1 大阪健康福祉短期大学 堺・泉ヶ丘キャンパス
[合計1か所]

【取消し】

- 1 旧高倉台西小学校
[合計1か所]

~~~~~

堺市告示第155号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項及び第29条第1項の規定に基づき確認を行った特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、同法第41条第1号及び第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 幼保連携型認定こども園

| 名称                         | 所在地             | 設置者             | 確認年月日        |
|----------------------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 幼保連携型認定こども園 ハピネスキンダーガーデン   | 堺市堺区浅香山町1丁2番21号 | 社会福祉法人<br>大阪福祉会 | 令和3年4月<br>1日 |
| 幼保連携型認定こども園 南清水にじいろキッズこども園 | 堺市堺区南清水町1丁5番1号  | 社会福祉法人<br>リアン   | 令和3年4月<br>1日 |
| 幼保連携型認定こども園 遊こども園          | 堺市東区日置荘西町1丁7番1号 | 社会福祉法人<br>大地福祉会 | 令和3年4月<br>1日 |
| 幼保連携型認定こども園 おおとりの森こども園     | 堺市西区鳳北町1丁1番1号   | 社会福祉法人<br>任天堂   | 令和3年4月<br>1日 |
| ゆめの樹こども園 さかい               | 堺市北区金岡町2480-4   | 学校法人 泉新<br>学園   | 令和3年4月<br>1日 |

## 2 幼稚園型認定こども園

| 名称             | 所在地               | 設置者         | 確認年月日        |
|----------------|-------------------|-------------|--------------|
| 認定こども園 浜寺太陽幼稚園 | 堺市西区浜寺石津町東5丁8番25号 | 学校法人 ひまわり学園 | 令和3年4月<br>1日 |
| 認定こども園 槇塚幼稚園   | 堺市南区槇塚台1-9        | 学校法人 吉川学園   | 令和3年4月<br>1日 |

## 3 小規模保育事業

| 名称            | 所在地                            | 設置者             | 確認年月日        |
|---------------|--------------------------------|-----------------|--------------|
| 堺東こどもの森保育園    | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通154番<br>ジョルノ303-1   | 社会福祉法人<br>どんぐり会 | 令和3年4月<br>1日 |
| うり坊保育園        | 堺市西区堀上緑町1丁6番2号                 | 阪本織布株式会<br>社    | 令和3年4月<br>1日 |
| きらら保育園 新金岡ルーム | 堺市北区長曾根町1585番地1                | 有限会社 幸智福祉社      | 令和3年4月<br>1日 |
| あおばちびっこ保育園 堺東 | 堺市堺区翁橋町2丁3番2号<br>翁橋住宅2号棟 104号室 | 株式会社わかば<br>ケア   | 令和3年4月<br>1日 |

4 (国家戦略特別区域) 小規模保育事業

| 名称        | 所在地                            | 設置者           | 確認年月日        |
|-----------|--------------------------------|---------------|--------------|
| あおば保育園 堺東 | 堺市堺区翁橋町2丁3番2号<br>翁橋住宅2号棟 103号室 | 株式会社わかば<br>ケア | 令和3年4月<br>1日 |

堺市告示第156号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 預かり保育事業（在園児を対象）

| 名称                                   | 所在地                   | 設置者             | (※) | 確認年月日        |
|--------------------------------------|-----------------------|-----------------|-----|--------------|
| 幼保連携型認定<br>こども園 おお<br>とりの森こども<br>園   | 堺市西区鳳北町1丁1番<br>1号     | 社会福祉法人<br>任天会   | 満たす | 令和3年4月<br>1日 |
| 幼保連携型認定<br>こども園 ハピ<br>ネスキンダーガ<br>ーテン | 堺市堺区浅香山町1丁2<br>番21号   | 社会福祉法人<br>大阪福祉会 | 満たす | 令和3年4月<br>1日 |
| 認定こども園<br>浜寺太陽幼稚園                    | 堺市西区浜寺石津町東5<br>丁8番25号 | 学校法人 ひま<br>わり学園 | 満たす | 令和3年4月<br>1日 |
| 認定こども園<br>槇塚幼稚園                      | 堺市南区槇塚台1-9            | 学校法人 吉川<br>学園   | 満たす | 令和3年4月<br>1日 |
| 堺市立津久野幼<br>稚園                        | 堺市西区津久野町3丁7<br>番17号   | 堺市              | 満たす | 令和3年4月<br>1日 |
| 堺市立三国丘幼<br>稚園                        | 堺市堺区北三国ヶ丘町4<br>丁1番12号 | 堺市              | 満たす | 令和3年4月<br>1日 |

|             |              |    |     |          |
|-------------|--------------|----|-----|----------|
| 堺市立みはら大地幼稚園 | 堺市美原区菅生587番地 | 堺市 | 満たす | 令和3年4月1日 |
|-------------|--------------|----|-----|----------|

(※) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

当該預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む。）かつ年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上の子育て支援施設を予定している場合に、「満たす」となる。

2 一時預かり事業（在園児以外を対象）

| 名称                                     | 所在地                           | 設置者              | 確認年月日        |
|----------------------------------------|-------------------------------|------------------|--------------|
| 幼保連携型認定<br>こども園 おお<br>とりの森こども<br>園     | 堺市西区鳳北町1丁1番<br>1号             | 社会福祉法人 任天会       | 令和3年4月<br>1日 |
| 幼保連携型認定<br>こども園 ハピ<br>ネスキンダーガ<br>ーテン   | 堺市堺区浅香山町1丁2<br>番21号           | 社会福祉法人 大阪福祉<br>会 | 令和3年4月<br>1日 |
| 幼保連携型認定<br>こども園 南清<br>水にじいろキッ<br>ズこども園 | 堺市堺区南清水町1丁5<br>番1号            | 社会福祉法人 リアン       | 令和3年4月<br>1日 |
| 幼保連携型認定<br>こども園 遊こ<br>ども園              | 堺市東区日置荘西町1丁<br>7番1号           | 社会福祉法人 大地福祉<br>会 | 令和3年4月<br>1日 |
| ゆめの樹こども<br>園 さかい                       | 堺市北区金岡町2480-4                 | 学校法人 泉新学園        | 令和3年4月<br>1日 |
| 堺東こどもの森<br>保育園                         | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通<br>154番 ジョルノ303-1 | 社会福祉法人 どんぐり<br>会 | 令和3年4月<br>1日 |
| ぶどうの家保育<br>園                           | 堺市堺区南庄町2丁3-<br>2              | 阪本織布株式会社         | 令和3年4月<br>1日 |

堺市告示第157号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき同法第30条の11第1項の確認の辞退のあった子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 幼稚園

| 名称      | 所在地              | 設置者         | 辞退年月日     |
|---------|------------------|-------------|-----------|
| 浜寺太陽幼稚園 | 堺市西区浜寺石津町東5丁8-25 | 学校法人 ひまわり学園 | 令和3年3月31日 |
| 槇塚幼稚園   | 堺市南区槇塚台1丁9       | 学校法人 吉川学園   | 令和3年3月31日 |

2 預かり保育事業（在園児を対象）

| 名称      | 所在地              | 設置者         | 辞退年月日     |
|---------|------------------|-------------|-----------|
| 浜寺太陽幼稚園 | 堺市西区浜寺石津町東5丁8-25 | 学校法人 ひまわり学園 | 令和3年3月31日 |
| 槇塚幼稚園   | 堺市南区槇塚台1丁9       | 学校法人 吉川学園   | 令和3年3月31日 |

3 認可外保育施設

| 名称           | 所在地            | 設置者  | 辞退年月日     |
|--------------|----------------|------|-----------|
| 根来 廉（キッズライン） | 居宅訪問型事業のため、非公開 | 根来 廉 | 令和3年1月16日 |

~~~~~

堺市告示第158号

堺市立フォレストガーデン条例（平成5年条例第29号）第6条及び第14条の使用料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市立フォレストガーデン条例第6条及び第14条に基づく使用料

2 委託する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

堺市南区釜室69番地1

特定非営利活動法人グリーンカムムロ

理事長 山本 好隆

~~~~~

堺市告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条又は第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、又は廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 整理番号 別紙調書のとおり

2 路線名 別紙調書のとおり

3 起点終点 別紙調書のとおり

4 重要な経過地 別紙調書のとおり

市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名       | 起<br>終<br>点                             | 重要な経過地 | 付記       |
|------|-----------|-----------------------------------------|--------|----------|
| ㊦587 | 菩提222号線   | 東区菩提町1丁165番10地先<br>東区菩提町1丁176番4地先       |        | 本市施行     |
| ㊦198 | 松屋大和川11号線 | 堺区松屋大和川通2丁89番地先<br>堺区松屋大和川通2丁83番地先      |        | 土地区画整理事業 |
| ㊦199 | 松屋大和川12号線 | 堺区松屋大和川通2丁123番1地先<br>堺区松屋大和川通1丁13番112地先 |        | 〃        |
| ㊦200 | 松屋大和川13号線 | 堺区松屋大和川通2丁114番5地先<br>堺区松屋大和川通1丁13番4地先   |        | 〃        |
| ㊦201 | 松屋大和川14号線 | 堺区松屋大和川通2丁108番2地先<br>堺区松屋大和川通2丁104番地先   |        | 〃        |
| ㊦202 | 松屋大和川15号線 | 堺区松屋大和川通2丁98番1地先<br>堺区松屋大和川通2丁35番2地先    |        | 〃        |
| ㊦203 | 松屋大和川16号線 | 堺区松屋大和川通2丁118番地先<br>堺区松屋大和川通2丁108番5地先   |        | 〃        |
| ㊦204 | 松屋大和川17号線 | 堺区松屋大和川通2丁123番3地先<br>堺区松屋大和川通2丁98番1地先   |        | 〃        |
| ㊦205 | 松屋大和川18号線 | 堺区松屋大和川通2丁89番地先<br>堺区松屋大和川通2丁91番2地先     |        | 〃        |
| ㊦206 | 松屋大和川19号線 | 堺区松屋大和川通1丁13番140地先<br>堺区松屋大和川通2丁35番5地先  |        | 〃        |
| ㊦207 | 松屋大和川20号線 | 堺区松屋大和川通1丁13番2地先<br>堺区松屋大和川通1丁13番118地先  |        | 〃        |
| ㊦208 | 松屋13号線    | 堺区松屋町2丁137番3地先<br>堺区松屋町1丁25番70地先        |        | 〃        |
| ㊦209 | 松屋南島4号線   | 堺区松屋町2丁127番4地先<br>堺区南島町5丁174番1地先        |        | 〃        |
| ㊦210 | 松屋南島5号線   | 堺区松屋町2丁122番5地先<br>堺区南島町1丁44番2地先         |        | 〃        |
| ㊦869 | 南島12号線    | 堺区南島町5丁174番1地先<br>堺区南島町3丁141番1地先        |        | 〃        |
| ㊦211 | 松屋14号線    | 堺区松屋町2丁127番4地先<br>堺区松屋町2丁122番1地先        |        | 〃        |
| ㊦212 | 松屋15号線    | 堺区松屋町2丁137番3地先<br>堺区松屋町2丁112番2地先        |        | 〃        |
| ㊦870 | 南島松屋1号線   | 堺区南島町5丁174番2地先<br>堺区松屋町1丁25番70地先        |        | 〃        |
| ㊦871 | 南島松屋2号線   | 堺区南島町5丁174番1地先<br>堺区松屋町1丁25番15地先        |        | 〃        |
| ㊦872 | 南島13号線    | 堺区南島町4丁156番2地先<br>堺区南島町5丁174番1地先        |        | 〃        |
| ㊦873 | 南島14号線    | 堺区南島町3丁142番2地先<br>堺区南島町4丁156番5地先        |        | 〃        |
| ㊦874 | 南島15号線    | 堺区南島町1丁44番2地先<br>堺区南島町3丁141番1地先         |        | 〃        |



## 市道路線認定調書

| 整理番号  | 路線名       | 起<br>終<br>点                        | 重要な経過地 | 付記                 |
|-------|-----------|------------------------------------|--------|--------------------|
| ㄨ875  | 南島16号線    | 堺区南島町1丁44番12地先<br>堺区南島町1丁44番2地先    |        | 土地区画整理事業           |
| ㄨ213  | 松屋16号線    | 堺区松屋町2丁115番8地先<br>堺区松屋町2丁112番6地先   |        | 〃                  |
| ㄨ214  | 松屋17号線    | 堺区松屋町1丁25番6地先<br>堺区松屋町1丁25番36地先    |        | 〃                  |
| ㄨ876  | 南島17号線    | 堺区南島町1丁44番2地先<br>堺区南島町1丁44番2地先     |        | 〃                  |
| ㄨ215  | 松屋101号線   | 堺区松屋町2丁114番6地先<br>堺区松屋町2丁119番地先    |        | 〃                  |
| ㄨ216  | 松屋102号線   | 堺区松屋町1丁26番1地先<br>堺区松屋町1丁26番1地先     |        | 〃                  |
| ㄨ877  | 南島松屋101号線 | 堺区南島町5丁174番1地先<br>堺区松屋町1丁25番16地先   |        | 〃                  |
| ㄨ878  | 南島101号線   | 堺区南島町4丁156番5地先<br>堺区南島町5丁174番1地先   |        | 〃                  |
| ㄨ879  | 南島102号線   | 堺区南島町3丁141番1地先<br>堺区南島町3丁141番1地先   |        | 〃                  |
| ㄨ880  | 南島103号線   | 堺区南島町1丁44番2地先<br>堺区南島町3丁141番1地先    |        | 〃                  |
| ㄨ881  | 南島104号線   | 堺区南島町1丁44番2地先<br>堺区南島町1丁44番2地先     |        | 〃                  |
| ㄨ882  | 南島18号線    | 堺区南島町4丁154番1地先<br>堺区南島町5丁157番2地先   |        | 〃                  |
| ㄨ883  | 南島19号線    | 堺区南島町2丁119番7地先<br>堺区南島町3丁126番5地先   |        | 〃                  |
| 7698  | 深阪97号線    | 中区深阪1丁2472番9地先<br>中区深阪1丁2472番6地先   |        | 開発に伴う寄付            |
| ㄨ588  | 堀上44号線    | 中区堀上町143番1地先<br>中区堀上町143番1地先       |        | 〃                  |
| ㄨ556  | 丈六37号線    | 東区丈六299番4地先<br>東区丈六299番5地先         |        | 〃                  |
| ㄨ1049 | 土師216号線   | 中区土師町5丁216番16地先<br>中区土師町5丁216番2地先  |        | 都市計画法第39条による<br>帰属 |
| ㄨ593  | 上84号線     | 西区上190番10地先<br>西区上190番50地先         |        | 〃                  |
| ㄨ1048 | 浜寺元50号線   | 西区浜寺元町6丁876番6地先<br>西区浜寺元町6丁876番1地先 |        | 〃                  |
| ㄨ127  | 野遠44号線    | 北区野遠町31番10地先<br>北区野遠町29番15地先       |        | 〃                  |

## 市道路線廃止調書

| 整理番号 | 路線名     | 起<br>終<br>点                      | 重要な経過地 | 付記       |
|------|---------|----------------------------------|--------|----------|
| 7004 | 松屋南島2号線 | 堺区松屋町1丁29番1地先<br>堺区南島町3丁144番1地先  |        | 土地区画整理事業 |
| 8034 | 南島1号線   | 堺区南島町4丁156番3地先<br>堺区南島町5丁157番2地先 |        | 〃        |
| 8035 | 南島2号線   | 堺区南島町1丁44番22地先<br>堺区南島町3丁126番5地先 |        | 〃        |

## 公 告

## 堺市公告第246号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パンジョ

堺市南区茶山台一丁3番1号

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社パンジョ

代表取締役 桐田 健

堺市南区茶山台一丁2番1号

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社パンジョ

代表者 代表取締役 上山 英樹

所在地 堺市南区茶山台一丁2番1号

(変更後) 名 称 株式会社パンジョ

代表者 代表取締役 桐田 健

所在地 堺市南区茶山台一丁2番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1) 令和2年6月16日

(2) 令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年3月31日

~~~~~

堺市公告第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区大野芝町183番2の一部、183番3の一部、183番15、184番、184番2の一部、184番6、185番3及び185番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西一丁7番地

トヨタカローラ南海株式会社

代表取締役 久保 尚平

~~~~~

堺市公告第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの  
で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区引野町三丁212番3及び213番2
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岐阜県高山市上岡本町二丁目596番地1  
崇教眞光  
代表役員 佐々木 孝則

~~~~~

堺市公告第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62
条第2項の規定に基づき、南部大阪都市計画下水道事業（堺市三宝処理区公共下水道ほか
2下水道）、南部大阪都市計画下水道事業（堺市大和川下流西部流域関連公共下水道）及
び南部大阪都市計画下水道事業（堺市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道）の計画の変更
に係る図書の写しを堺市上下水道局において公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規
則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 縦覧場所
堺市上下水道局本庁舎2階 上下水道局下水道管路部下水道事業調整課
所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2
連絡先 072-250-5107

2 縦覧期間

令和3年4月17日から事業施行期間の終了の日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

3 縦覧時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

選挙管理委員会規程

堺市選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年4月16日

堺市選挙管理委員会

委員長 中井國芳

堺市選挙管理委員会規程第1号

堺市選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市選挙管理委員会に関する規程（昭和34年堺市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 委員長は、災害その他やむを得ない事由により、定例会を開催することができないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、定例会の開催を中止することができる。

第34条に次のただし書を加える。

ただし、委員長がこれにより難いと認める事務処理及び文書の処理については、委員長が別に定めるところにより行うことができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。